

被災地派遣レポート＜第115回＞

水道局職員部人事課 山村 龍太さん

1. 現地の状況

東日本大震災から2年が経過した沿岸地域では、震災瓦礫がほぼ撤去されている地区もあれば、まだ撤去も進んでいない地区もあり、正直な感想として復興の息吹を感じることはできなかった。



(陸前高田市: 奇跡の一本松周辺)



(大槌町: 旧役場周辺)

2. 派遣先について

私は平成25年4月1日から、岩手県に災害派遣職員として派遣され、県庁の環境生活部県民くらしの安全課に配属された。

県民くらしの安全課においては5人から8人程度のグループで、係制ではなく担当制で業務を行っている。課内の担当は3つあり、「生活衛生担当」、「食の安全安心担当」、「県民生活安全担当」と県民生活に密着した身近な課題について施策を推進する業務を行っている。

私は生活衛生担当に配置されることとなった。生活衛生担当の業務概要は県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、飲料水の衛生、水道事業に係る事務である。

3. 業務内容

まずは県のシステムやルールに慣れる必要があった。業務に支障をきたさないように、いち早く慣れて習得できるよう意識して業務を進めることから始まった。業務(後述)に従事するにあたり今まで国庫補助金事務に携わった経験が無いため、国庫補助金事務手続きを勉強しながらの業務開始となった。

(1) 特例による協議設計

通常の災害復旧事業は被災した施設の原形復旧を原則としているが、甚大な被害のあった東日本大震災では、復興事業によりまちの形態が大きく変わるとともに、復興計画を策定中のため水道施設の復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な状況で

あった。

このため特例として、被災した水道施設を仮に原形復旧したものとして災害査定を受け、復旧方法が確定するまでは事業の実施は保留され、復旧方法は申請者と厚生労働省で協議して決定する「協議設計」という手法がとられた。岩手県内では 7 市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）18 水道事業において査定が行われ、東日本大震災財特法第 3 条により補助率（88.7%～89.5%）が決定された。（災害査定：平成 24 年度実施済み。）

（2）復興まちづくり復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例では、復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業は原形復旧が不可能、困難、または不適当な場合に該当するものとし、計画給水量の増加は認められない条件で、位置、形状等は変更することが可能とした。

各水道事業体では、この条件の下、土地区画整理事業や高台移転などまちの復興計画に対応した水道施設整備の全体計画を策定し、着手する必要がある箇所から厚生労働省に協議し、災害復旧事業を行うことになる。

業務内容としては、各水道事業体が計画する水道施設整備計画策定への技術的助言や精査等、取りまとめを行い、国庫補助事業として実施できるよう、厚生労働省との協議・調整を行っている。

（3）復興まちづくり事業に対応した水道施設整備進捗の状況（H25.12 月末時点）と見直し

- ①9 市町村、22 水道事業（上水 6、簡易水道 15、飲料水供給 1）区域内で行うまちづくり事業地区は、計 110 地区。（災害査定を受けていない地区を含む）
- ②既に水道施設整備の詳細設計を進めている地区は 69 地区。
うち工事に着手した地区は 46 地区。⇒H25 年度末（見込）：56 地区
- ③12 月末時点で、着工地区のうち宮古市の 4 地区、大船渡市 1 地区、陸前高田市 2 地区の計 7 地区が事業完了（地区数ベースで 6%の進捗）。
⇒H25 年度末（見込）：29 地区（地区数ベースで 26%の進捗）
- ④本年度比較的規模の小さい高台移転地区などの事業進捗があった。本格復興推進年（平成 26 年度）は、中心市街地などの土地利用計画策定や用地取得に時間を要している地区においても本格的な事業の展開を目指している。

4. 課題

（1）復興基幹事業の進捗に合わせた計画的な水道施設整備の実施

水道施設整備はまず国や県、市町の計画ありきで、水道は「いつまでにここまで」という計画が前もってできない、非常に難しい環境下に置かれている。

しかも道路や防潮堤といった土木工事が完了した直後、間髪入れずに配水管を入れなければその次の工事も始まらず、「水道のせいで復興が遅れた」と言われかねない。

このため市町村からは復興を遅延させないような事務手続き（各種認可や補助申請

事務)への要望を、引き続き出されているところである。

県・市町村とも、計画案への合意形成からインフラの整備までが復興であるとの再認識と、より合理的な事業工程の立案に配慮する必要がある。

(2) 被災市町村におけるマンパワー不足

被災市町村では、復興への慢性的なマンパワー不足解消のため、任期付職員の採用や全国自治体への職員派遣要請のほか、民間企業やNPO等による人的確保策も検討している。

水道施設整備においても、短期間に膨大な関連業務が発生するため、事業を円滑かつ適正に実施するための支援が毎年求められている。

現在、市町村が行う復興事業への新たな手法として、多くの市町村でCM方式を活用した支援事業により復興の加速を図っている。市町村はUR都市機構に委託、同機構が復興まちづくりに関する工事・事業計画・換地・補償などの業務全般の総合調整を担い、同社とCM契約を結んだコンストラクションマネージャー(CMR)が工事施工の調整、設計・施工方法の提案、施工に関するマネジメントを実施する。CMRとは複数地区の調査から設計、工事施工までの契約を1回で発注するもので、一括発注による民間のノウハウ活用、事業のスピードアップが期待できる。

本格復興にあたっては、新たな課題・問題等も懸念されるが、今後も柔軟な対応と様々な方面からの支援が必要である。

三陸復興

